

被扶養者認定の「証明書類」一覧表

平成28年9月現在

扶養申請者の状況等		証明書類	発行元	備考		
18歳未満		出生証明書(写)、住民票	市区町村等	実子出生の場合は出生証明書(写)を、実子出生以外の場合は住民票を提出。 母子家庭の場合は養育費の金額を申告。		
18歳以上	大学・各種学校・予備校生	在学証明書(3ヶ月以内発行 原本)	学校等	入寮証明書で学校名の印字がしてあるものでも可 * 高校生以下は添付不要		
	勤労収入 (パート・アルバイト等)	所得証明書	市区町村等	就労状態証明書等で現在の収入により審査します。		
		就労状態証明書	勤務先	年間130万円(60歳以上は180万円)以下でも現在の収入から判断して否認となる場合もあり。		
	年金収入	所得証明書	市区町村等	遺族年金・障害年金等の所得税法上非課税のものや個人で加入している年金も収入の範囲となります。		
		直近の年金改定通知書か振込通知書	日本年金機構	受給しているすべての年金の通知書等を提出。源泉徴収票は不可(直近の証明にならないため)		
	自営業	所得証明書 確定申告書(写) 収支内訳書(写)	市区町村等	所得税法上の判断ではなく、健康保険法、行政通達、社会通念等をふまえ、当健保独自の認定基準により可否決定を行う。自営業で廃業した場合は、「廃業届」を提出。		
	不動産収入	所得証明書 確定申告書(写) 収支内訳書(写)	市区町村等			
	無職無収入	所得証明書	市区町村等	扶養するに至った経緯を状況届に詳細に記入し、現在の収入の証明(所得証明書等)を提出。		
	離職に伴う申請の場合	雇用保険の状況	受給する意思がある	離職票1.2(写) または 退職証明書	退職先等	雇用保険を受給しない者および受給する場合における待期間・給付制限期間・給付日額3,611円以下の受給者は認定可。給付日額3,612円以上の受給者は認定不可のため、受給開始から5日以内に扶養削除の手続きを。 雇用保険を受給する者は、職安での手続き後、雇用保険受給資格者証(写)両面を提出のこと。
			受給しない	離職票1.2(原本)		
		受給資格がない	雇用保険未加入が証明できるもの		退職証明書等で雇用保険未加入が判断できない場合は、源泉徴収票や給与明細など、雇用保険料が控除されていないことがわかるものを提出	
		受給終了	雇用保険受給資格者証(写)両面	公共職業安定所	職安の「支給終了」もしくは「支給終了又は期間満了間近です」の印字があるもの	
受給期間延長		雇用保険受給期間延長通知書(原本)	受給期間延長手続きは、離職日から30日経過後でないと行えないため、延長予定の場合は、離職票1.2(写)または退職証明書で認定。手続き終了後、速やかに受給期間延長通知書(原本)を提出。 働ける状態となって、雇用保険を受給したら5日以内に扶養削除の手続きを。			
公務員の場合	辞令(写)	退職先	公務員は原則的に雇用保険は適用除外のため辞令(写)を提出			
* 上記書類に加え、配偶者と子以外は住民票を提出(住民票は同一世帯全員記載されているもので、続柄を除外していないもの)。 注) 配偶者・子についても、被保険者資格新規取得に伴う申請の場合など、当健保への初めての扶養申請の場合は本人確認のため住民票が必要です。						
* 複数の収入がある場合(年金とパート収入等)には、すべての証明書類を提出						
別居の場合	* 上記書類に加え、送金の事実が確認できるものを、直近3か月分提出(ただし、単身赴任および子の就学のための別居は同一生計とみなし、送金証明は不要)。					
	送金方法	銀行・郵便局からの振込 → 振込み依頼書(控)、または振込みが確認できる通帳(写) * 該当箇所以外はマジック等で塗りつぶして提出				
		現金書留 → 封筒と領収書				
		通帳による入金 → それぞれの通帳の(写)(通帳は表紙と送金・入金が見える部分をコピー) * 該当箇所以外はマジック等で塗りつぶして提出				
手渡しは一切不可						

* 上記以外にも状況に応じて、書類の提出を求められることがあります。